

令和8年度ひきこもり支援職業体験事業業務委託に係る
事業者選定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和8年度ひきこもり支援職業体験事業（以下「事業」という。）について、委託契約を行う業者を選定するに当たり、業者からの提案について適切かつ公正な判定を行うため、当該事業の委託に係る公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業に関する企画提案書の審査
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員3名をもって組織する。

2 委員会の委員長及び委員は、別紙のとおりとする。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、山梨県総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課総合県民企画室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、契約締結の日に効力を失う。

【別紙】

令和8年度ひきこもり支援職業体験事業業務委託に係る
事業者選定等委員会 委員名簿

	職名	氏名	備考
委員長	総合県民支援局次長	杉田 浩枝	庁内
委員	総合県民企画室長	若野 宏美	庁内
委員	山梨県立大学人間福祉学部教授／学部長	大塚 ゆかり	外部
委員	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会事務局長	土屋 嘉仁	外部